

大和市告示第57号

大和市認定保育施設補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和2年3月30日

大和市長 大 木 哲

大和市認定保育施設補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大和市認定保育施設補助金交付要綱（平成27年大和市告示第52号）の一部を次のように改正する。

第1条中「。以下「実施要綱」という」を削る。

第2条第1号中「実施要綱第2条第2項に掲げる施設」を「認定施設」に改め、同条第2号中「在籍している保育認定子ども」を「在籍している者」に改め、同条第3号中「第19条第1項第3号」を「第19条第1項第2号又は第3号」に、「1歳に達し、かつ、3歳」を「4歳」に、「)に係るもの」を「)に係る者」に、「在籍している教育・保育給付認定子ども」を「在籍している者」に改める。

第5条中「補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）」を「補助事業」に改める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。